ト未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

［五　略］

［削る］

六　特定被災地方公共団体のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯舘村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、それぞれ第十条第十五項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とする。

算式

$$特例率 = \frac{(B \times D - A) \times C}{A \times E}$$

算式の符号

［略］

D　当該市町村の平成31年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表に定める率を超えるときは、同表に定める率とする。）

［表略］

［略］

七　［略］

八　特定被災地方公共団体のうち、第１項第１号の表第１項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第１項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$\{(B-A)/A-0.100\times B/A\}\times\frac{34.7}{\beta}-(\alpha-\beta)\times\frac{34.7}{(B-A)}$、$(B-A)/A-0.100\times B/A$、$(\alpha-\beta)$ 又は $\{(B-A)/A-0.100$

ト未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

［五　同上］

六　特定被災地方公共団体のうち、双葉郡双葉町の「小学校費」で学校数を測定単位とするもの及び「中学校費」で学校数を測定単位とするものに係る学校数急減補正係数の算定については、第十六条第１項の表市町村の項第三号算式の符号Ｆ中「５年前の」とあるのは「平成22年」とする。

七　特定被災地方公共団体のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯舘村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、それぞれ第十条第十五項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とする。

算式

$$特例率 = \frac{(B \times D - A) \times C}{A \times E}$$

算式の符号

［同左］

D　当該市町村の平成30年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表に定める率を超えるときは、同表に定める率とする。）

［表同左］

［同左］

八　［同上］

九　特定被災地方公共団体のうち、第１項第１号の表第１項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第１項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

$\{(B-A)/A-0.100\times B/A\}\times\frac{33.2}{\beta}-(\alpha-\beta)\times\frac{33.2}{(B-A)}$、$(B-A)/A-0.100\times B/A$、$(\alpha-\beta)$ 又は $\{(B-A)/A-0.100$